

六. 庄本町、庄内宝町、庄内栄町等には条里制の遺構が残る

京街道の北、庄内の北部地域（庄本町、庄内宝町、庄内栄町、庄内幸町等）には条里制の遺構、遺称（九ノ坪、十一、六ノ坪、鯉ヶ坪等）が残っています。現在は住宅や工場、貸農園等になっていますが、その地形は長地形地割でした。当地方は豊島郡大明郷に属していました。

やがて、それらの土地に対する支配制度も、当の律令制をまねた条里制がくずれ、荘園制へと移行していきました。当庄内地区は、棕橋荘のうちで棕橋東荘とよばれ、尼崎市東部地区を棕橋西荘とよんでいました。棕橋荘は摂関家領（藤原氏）で、藤原氏の氏神春日神社へ度々屯食五具（とんじきごぐ）をおさめたという記録が残っています。

庄本、戸ノ内（尼崎市）は棕橋荘のほぼ中央部にあたり、庄本には荘の総氏神である棕橋総社（写真）があり、戸ノ内には行基（ぎょうき）が開基したと伝えられる荘の総氏寺・治田寺（じでんじ）があります。庄本の地名のいわれは棕橋荘の元から荘元になったと言われています。



棕橋総社

棕橋総社の東南には小字・新福寺があり、この場所に行基が開基した新福寺があったと言われています。また、その東側には同じく小字名が残る真言宗寺院西大寺があったと伝えられています。両寺とも往時は七堂伽藍もある大寺院であったと伝えられています。それを証明するかのよう、小字・堂ノ前という地名が残っています。なお、新福寺は二葉町一丁目の現在地に慶安二年（一六四九）に再興されました。